

## 中小企業診断士制度の見直しに係るQ & A集（改訂版）

平成18年3月  
中小企業庁経営支援課

平成17年8月の「中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則」等の省令改正により見直された制度につきましては、平成18年4月1日より施行されます。

この改正について見直し後の制度の運営等につきましては、平成17年9月に公表しましたQ & A集に、その後のお問い合わせ等を反映した形でリバイスいたしましたのでご参考としてください。

なお、制度改正後の申請書等の様式集につきましても、別途ホームページに掲載いたしましたので、ご利用ください。

### < 中小企業診断士試験制度 >

Q1．中小企業診断士試験は、どのように変更されるのか。

A 平成18年度に実施される第1次試験より、以下の変更があります。

(1) 科目合格制が導入されます。

これまでは、全科目を一度に合格する場合にのみ、第1次試験合格となっていました。(合格基準は、総得点の60%以上であって、かつ、1科目でも満点の40%未満がないこと。)

平成18年度の試験より、これまでの合格基準で不合格となった場合であっても、科目合格基準(科目の満点の60%以上を獲得。)を満たしている科目については、「科目合格」とし、翌年度及び翌々年度の試験では、申請によりその科目の試験が免除されます。(科目合格留保制度)

つまり、3年間で7科目の試験に合格すれば第1次試験合格となり、第2次試験の受験資格が得られます。なお、この時点で、それまでの科目合格による科目免除の申請資格はなくなります。

また、この制度は、第1次試験だけで第2次試験には科目合格の制度はありません。第2次試験は、現行どおり第1次試験に合格した年度の試験(一回目)が不合格でも次年度の第2次試験の受験が可能です。

(2) 試験科目が見直されています。

これまで試験科目となっていた「新規事業開発」と「中小企業経営・中小企業政策・助言理論」から「助言理論」が削除され、科目毎の試験時間が変更されます。また、科目内容についても一部変更があります。

詳細は、平成18年5月に公表される平成18年度試験案内でご確認下さい。

Q 2 . 平成 1 7 年度に第 1 次試験に合格し、第 2 次試験が不合格だった場合、平成 1 8 年度の第 2 次試験は受験できるのか。

A 受験できます。

Q 3 . 科目合格した科目を翌年度も受験できるのか。

A 受験することはできますが、免除としての取扱いとはなりませんのでご注意ください。

Q 4 . 科目合格した科目の免除を申請しなかった場合の取扱いはどうなるのか。

A 科目合格した科目の免除は、受験者の申請により免除されますので、必ず免除の申請をする必要があります。なお、申請がなかった科目については、科目免除とはなりませんので十分にご注意してください。

(参考)

受験パターンと第 1 次試験の合格

科目	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目
経済学 ・ 経済政策		免	×	
財務・会計		免	免	
企業経営理論	×		免	免
運営管理		免	免	
経営法務	×		免	免
経営情報システム	×	×		免
中小企業経営 ・ 中小企業政策		免	免	

合格科目  
× 不合格科目  
免 免除申請科目

第 1 次試験合格となる年度

Q 5 . 実務補習が変更されるが、どのように変わるのか。

A 登録のために必要な条件である 1 5 日以上の実務又は実務補習の実施については、変更ありませんが、実務補習で行う診断先数が 2 から 3 に増えます。実務補習のカリキュラムの変更等については、登録実務補習機関の案内でご確認下さい。

なお、実務補習のインターンシップ先に、独立行政法人中小企業基盤整備機構が加わります。

Q 6 . 実務補習と実務従事を組み合わせて登録条件の15日以上を満たすことは可能か。

A 可能です。例えば、実務補習を10日間受講し、診断実務に5日以上従事することで登録条件を満たすことは可能です。この場合、実務補習修了証書と実務従事の証明書を登録申請書に添付してください。

Q 7 . 旧制度で試験に合格している者は、どのようになるのか。

A 平成12年度以前の制度で試験に合格している者（平成13～17年度に第2次試験を受験した者を除く。また、平成13年度以降の第1次試験を受験・合格し、第2次試験を受験した場合も除く。）については、1回に限り、第2次試験を受験すること、または、今回の改正により見直された中小企業大学の養成課程若しくは登録養成課程を受講することが1回に限り可能です。

なお、平成15年度～平成17年度に第2次試験に合格している者については、第2次試験合格後3年以内に登録条件を満たすことで、登録が可能です。

< 中小企業診断士養成課程 >

Q 1 . 中小企業大学校の養成課程は、どのように変わるのか。

A 中小企業大学校の養成課程は、平成 1 8 年度実施課程より以下の変更があります。

- (1) 受講資格は国家試験第 1 次試験合格者となります。  
また、第 1 次試験に合格した年度とその翌年度に開講するものまでとなります。
- (2) 養成課程の科目構成が、知識の習得のための座学がなくなり、演習・実習を中心としたものに変更されます。
- (3) 養成課程の期間が 1 年から半年程度に短縮されます。なお、これまでの修業年限 1 年という限定がなくなり、診断士として必要な能力の修得に必要な多様な課程編成が可能な演習・実習の時間単位制に変更されます。

Q 2 . 平成 1 7 年度に第 1 次試験に合格しているが、新しい養成課程（平成 1 8 年度）を受講することができるのか。

A 平成 1 8 年度に開講する新しい養成課程を受講することができます。

Q 3 . 新しく創設される登録養成課程とは、何か。

A 登録養成課程は、中小企業大学校で行う養成課程と同等の内容で行うことができる民間研修機関等が国に登録を申請することで実施が可能とする制度です。

なお、登録養成機関については、平成 1 8 年 4 月より随時登録を希望する民間研修機関等から申請を受付、登録基準を満たした機関については、官報、中小企業庁の H P に掲載されることとなりますので、ご確認ください。

Q 4 . 新しい養成課程や登録養成課程は、選別試験等があるのか。

A 養成課程の受け入れに関しては、実施する各機関の自主性に任されますが、養成する人数（定員）に対して応募者数が超過している等の場合には、何らかの選別を実施することもあり得ます。

< 更新登録制度 >

Q 1 . 更新登録の実務要件は、どのように変更されるのか。

A 更新登録するために満たすべき実務の要件は、以下のとおりに変更されません。

- (1) 登録有効期間（5年間）に経営診断の実務に従事する日数（点数）の合計が「9点以上」から「30点以上」に変更されます。
- (2) 診断実務の要件にカウントできるもののうち、従来民間で行うものについては、経営診断の対価を得るものに限られていましたが、今回の改正で、対価の要件は削除されます。例えば、金融機関等に勤務する診断士が行う融資先中小企業に対する経営の改善のためのアドバイス等の経営診断や、製造業に勤務する診断士が下請企業等の工程管理の改善等の指導を行う場合など、経営診断の対価を得ないものも更新要件の実務にカウントすることが可能となります。
- (3) また、窓口相談事業については、1日6時間以上を1日5時間以上とし、窓口相談事業の実態に合わせて、連続する時間ではなく、3時間/日と2時間/日を合算し1日5時間を1点としてカウントすることが可能となります。（従来の運用と変更される点でもあります。）
- (4) ただし、これまで実施されていた実務能力更新研修は、廃止されます。

Q 2 . 診断実務の1日当たりの業務時間の制約はあるのか。

A 診断・助言内容により診断実務に要する時間は異なるものであり、1日当たりの業務時間に特に制約はありませんが、企業から委託を受けた単なる調査・分析は除くものとし、中小企業の経営者等に対し、経営改善等のための診断結果を直接助言するために要した日数を実務要件の日数としてカウントしてください。

Q 3 . 診断実務の対象となる中小企業の基準は何か。

A 更新要件の実務の対象となる中小企業者は、中小企業支援法に定義される中小企業者となります。なお、これは診断士としての活動を制限するものではなく、必要な更新要件を確認する場合のみです。

Q 4 . 診断助言業務実績証明書の証明者は、支店長や所長でもよいか。

A 診断助言業務に携わる診断士の雇用管理責任者（私印での証明を除く。）の証明として下さい。支店長や所長が雇用管理の責任者であれば、必ずしも代表者の証明でなくても結構です。

Q 5 . 診断の相手先企業名については、業務上守秘義務が掛かっているため実績証明書の受診企業名を匿名としてもよいか。

A 受診企業名を匿名としなければならない理由を実績証明書に添付されることで可能とします。

この場合の理由については、単に、守秘義務、秘密保持契約のためとするのではなく、実績証明書に企業名が記載されることで受診企業に不利益が生じる恐れのある合理的、具体的な理由(診断先が再生支援を受けている。経営再建中である。新事業準備中で自社の動きを知られたくない等)を示して下さい。

Q 6 . 勤務する企業での診断・助言活動も実務の範囲と見なせるとのことだが、どのような活動が対象となるのか。

A 例えば、

1 . 金融機関や証券会社や一般企業等に所属し、関係先中小企業に対し、以下のような支援を実施した場合

製造業における下請企業への経営指導活動

卸売業におけるリテールサポート等の提案活動

金融機関における財務診断・助言・改善への顧客指導

異業種への提案・連携への活動支援

取引先企業に対する情報化投資、営業活動に関するコンサルティング

関連会社が新規事業を起業する際の組織作り、会社設立指導等

2 . 所属する企業が中小企業であり、以下のような活動を実施した場合

所属企業の業務プロセス革新に向けた提案活動

所属企業の経営革新に向けた活動

所属企業の財務診断、改善のための提案活動

Q 7 . 勤務する企業での診断・助言活動の実績証明は、誰がするのか。

A 取引先中小企業に対する診断・助言については、原則として相手方中小企業の代表者の証明となりますが、勤務先企業の雇用管理責任者の証明でも可能です。また、所属する中小企業内での活動については、雇用管理責任者の証明をもらってください。

Q 8 . 大企業に勤務し、現在は、関連会社の中小企業に出向しているが、出向先企業での経営改善等に対するコンサルティングは、更新要件の実務とすることは可能か。

A 出向先企業が中小企業であれば、実務実績にカウントすることは可能です。

Q 9 . 診断士である社長が自らの会社を診断した場合は、更新要件の実務とすることは可能か。

A 社長は、ご自身の会社を経営される立場にあり、診断士としての診断活動というより、経営者としての経営判断ですので、実務実績にカウントすることはできません。

Q 10 . 海外に進出している中小企業に対する進出国でのコンサルティングは、更新要件の実務とすることは可能か。

A 海外に進出している中小企業であることが証明できれば、現地で行うコンサルティングを実務実績にカウントすることは可能です。なお、実績証明書に海外進出中小企業であることが分かる書類（ ）を添付してください。  
（ ）日本から海外へ進出し、合併・合資等で現地法人となっているといった経緯を確認できる会社概要、社歴等

Q 11 . 転勤で海外勤務をしているが、勤務先である海外法人の診断は企業内での診断活動として実務の要件になるか。

A 勤務先が海外に進出している中小企業（Q10 のケース）であれば実務の要件とすることができます。

Q 12 . J I C A から委託等を受け、海外協力の一貫として現地中小企業の診断、助言や相談等の業務に従事したが、更新要件の実務とすることは可能か。

A 現地企業に対して行った診断、助言及び相談業務については、日本国内で行った場合と同様に、企業現場での診断、助言日数、相談については5時間を1点として実務実績にカウントすることは可能です。その際、J I C A からの実績証明を取得してください。

Q 13 . 企業の診断を行ったが、診断助言業務実績証明書のどの様式で証明を取ったらよいのか。

A 診断助言業務実績証明書の様式の使い分けは以下のとおりです。

様式 1 8 : (1)公的な機関などから派遣され診断を行った場合

(2)コンサルティング会社等に勤務しており、所属先から派遣されて診断を行った場合

(3)企業内での診断活動のうち取引先等に対して実施した診断活動について、証明書を診断先から発行してもらうのではなく、自らが所属する雇用管理責任者などから発行してもらう場合

様式 1 9 : (1)診断先企業から証明書の発行を受ける場合

(2)企業内で経営者に対し、自社の経営改善等の提案を行った場合

Q14 .受診企業等から実績証明書の発行を受けたが、いつ提出すればよいのか。

A 次回、更新登録の申請を行う際に、要件を満たした証明書として添付して頂きますので、申請時までお手元で保管して下さい。



<更新登録の経過措置について>

Q 1 . 今回の制度見直しにより、更新するための要件として必要な実務に従事する日数（点数）が増えたが、経過措置はあるのか。

A 今回の制度見直しにより、更新要件に必要な経営診断の実務に従事する日数（点数）が、従来の9日（点）以上から30日（点）以上 / 5年間となりますが、省令が施行される平成18年4月1日時点で登録有効期間の経過途中にある登録者については、以下のとおり、適用される要件が緩和される経過措置を設けております。また、平成18年3月31日までに満たした要件（実務に従事した日数及び実務能力更新研修の受講により取得した点数）については、緩和される要件に含めることができます。

更には、平成18年3月31日までに、旧制度での更新に必要な実務の要件（9日以上又は9点以上）を満たしている登録者については、次回の更新登録に限り、更新要件である実務要件を満たした者として扱われます。

なお、新たな知識の補充要件については、制度の見直しは行いませんので、従来どおり研修等を登録有効期間内に5回 / 5年間を満たすことが必要です。

中小企業診断士としての登録日	次回更新登録に必要な要件	
	「新たな知識の補充要件」	「実務の従事要件」
(1) 平成13年5月1日～平成14年4月1日の登録者	5回	6点
(2) 平成14年5月1日～平成15年4月1日の登録者	5回	12点
(3) 平成15年5月1日～平成16年4月1日の登録者	5回	18点
(4) 平成16年5月1日～平成17年4月1日の登録者	5回	24点

(注)平成17年5月1日以降の登録者は、「新たな知識の補充要件」5回と「実務の従事要件」30点となりますので十分ご注意下さい。

Q 2 . 更新要件に必要な実務の点数を既に9点取得しているが、経過措置では、平成14年4月1日以前に登録した者は、6点でよいこととなっている。多く取得した点数は、次の登録有効期間分として持ち越すことができるのか。

A 持ち越すことは、できません。

< 更新登録の特例措置について >

Q 1 . 今回の制度見直しにより設けられる更新登録の特例措置について、どのような措置か。

A 今回の見直しでは、診断士制度の趣旨・目的に即した形で、更新の要件として必要な実務に従事することの要件を充実するとともに、登録される診断士の中には、所属する企業での勤務部署の異動等によって、当面、経営診断実務に従事することができなくなった者について、実務の休止を申請することで、一定期間の更新登録有効期間の延長ができる特例措置を新たに設けるものです。

特例措置の概要

- 1 . 登録有効期間内に診断の実務に従事することを休止する旨の申請を行うことで、休止申請日の翌月 1 日から 1 5 年を限度に登録有効期間を延長するものです。
- 2 . 延長される期間内に実務に従事することを再開する申請を行うためには、再開を申請する前 3 年間で以下の一定の知識の補充及び実務( 又は実務補習 ) に従事することの要件を満たすことが必要となります。

< 満たす必要がある要件 >

知識の補充として更新研修を 5 回受講すること。

試験合格者と同様に実務又は実務補習に 1 5 日以上従事又は受講すること。

なお、実務の再開後の登録有効期間は、登録日から休止申請までの期間と再開後の期間を合計し、5 年間となる期間となります。また、実務再開後の初回更新登録に必要な更新要件には、再開申請をする際に満たした要件及び休止申請以前に取得している要件を加えることができます。

( 例 )

再開後の登録有効期間 ( 再開申請日以降の登録日 ~ 登録有効期間満了日 )  
= 5 年 - { 登録日 ( 前回更新登録日 ) ~ 休止申請日の月末までの期間 }  
再開後の初回更新登録に必要な更新要件

知識の補充 ( 5 回 / 5 年間 ) については、再開申請に必要な要件を満たしたことで OK

実務に従事する要件 ( 3 0 点 / 5 年 ) については、再開の申請のために満たした 1 5 点 ( 日 ) を差し引いた残り 1 5 点 ( 日 ) を満たすことが必要となります。なお、休止申請以前に取得している点数を含めることができます。

Q 2 . 休止申請を行いたい但手続きがわからない。

A 休止申請書と登録証を添付して申請して下さい。休止申請書はホームページからダウンロードできます。

申請先：中小企業庁経営支援課 中小企業診断士担当  
〒100-8912 東京都千代田区霞が関1 - 3 - 1  
TEL : 03 - 3501 - 1763

Q 3 . 休止を申請する場合、登録証は返却する必要があるのか。

A 休止申請の際に登録証を添付し、返却することが必要となります。なお、実務の再開の申請ができる旨の書面を別途交付します。

Q 4 . 休止を申請し、再開する場合、登録番号は変更されるのか。

A 登録番号の変更は、ありません。なお、今回の制度見直しに際し、登録証に「初回登録日」を入れることとしております。(平成18年度に登録システムが更新されるため、システム更新作業終了後全ての登録者の方の登録証を新しいものと差し替えます。)

Q 5 . 休止中は「中小企業診断士」を名乗ってもよいのか。

A 休止中「中小企業診断士」を名乗ることはできません。

Q 6 . 休止中であっても更新研修を受講することはできるのか。

A 更新研修を実施する登録研修機関の判断によります。

Q 7 . 休止申請したが、再開の申請をしない場合は何らかの手続きが必要か。  
また、再開申請可能期間が過ぎてしまう際に案内はあるのか。

A 再開の申請をしない場合は、特に手続きは必要ありませんが、再開の申請ができる期間(休止申請日の翌月1日から起算して15年以内)を過ぎ、再開の申請がない場合は、自動的に消除されます。

また、再開申請可能期間の満了については、特に案内はしません。休止申請の際に交付した再開申請が可能なことを証する書面に記載される期間を注意し、自己管理してください。

Q 8 . 休止中に住所等が変更になった場合も変更届を提出する必要があるか。

A こちらから文書等を発送する場合、登録簿に登録されている連絡先へ送付することになりますので、変更届を提出するようにしてください。

< 問い合わせ先、申請書類等の提出先について >

Q 1 . 中小企業診断士に関する問い合わせ、申請書類等はどこへ行えばよいのか。

A お問い合わせ内容、手続き書類によってお問い合わせ先が異なります。

1 . 主なお問い合わせ先

- (1)中小企業診断士制度に関するお問い合わせ（制度改正の内容や申請書類の書き方等）は、中小企業庁経営支援課中小企業診断士担当あてにお願いします。
- (2)中小企業診断士試験の内容（試験の募集・申込・手続方法、試験内容等）に関するお問い合わせは、社団法人中小企業診断協会（中小企業診断士試験の指定試験機関です）へお願いします。
- (3)理論政策更新研修については、理論政策更新研修の登録実施機関（下記問い合わせ先参照）へお問い合わせください。

2 . 申請や手続書類の提出先

- (1)中小企業診断士の登録（更新、再登録を含む）や削除、休止、業務再開、登録証の再交付に関する申請や登録内容変更の届出は、中小企業庁経営支援課中小企業担当あてに書類を提出して下さい。
- (2)中小企業診断士試験に関する手続き書類は、社団法人中小企業診断協会へ提出して下さい。
- (3)理論政策更新研修に関する手続き書類は、理論政策更新研修の登録実施機関（下記問い合わせ先参照）へ提出して下さい。

注意：住所変更のご連絡については、2 . (3)の研修機関にご連絡をいただいても、研修の案内や書類の送付先が修正されるだけです。中小企業診断士登録簿の内容は変更されません。中小企業診断士登録関係書類の様式第6（中小企業診断士登録事項変更届出書）を中小企業庁経営支援課中小企業診断士担当あてに提出するようにして下さい。

【お問い合わせ先、提出先】

- (1)中小企業庁経営支援課中小企業診断士担当  
〒100-8912 東京都千代田区霞が関1 - 3 - 1  
TEL : 03-3501-1763
- (2)社団法人中小企業診断協会  
〒104-0061 東京都中央区銀座1 - 1 4 - 1 1 銀松ビル  
TEL : 03-3563-0851
- (3)株式会社実践クオリティシステムズ  
〒345-0825 埼玉県越谷市大成町7丁目78  
TEL : 048-985-8255